

伊東忠太と「日本建築」保存

清水 重 敦

一 はじめに

古社寺保存法制定に至る過程において、芸術的観点からの価値評価をもつて建築の保存を訴え、制度内に建築を位置付けた人物が、伊東忠太である。明治一〇年代からの内務省による古社寺保存と、明治二〇年代における宮内省による古美術保護の統合の過程で、伊東は両者を繋ぐ活躍をした。『文化財保護のあゆみ』以来、繰り返し言及され、もはや手垢にまみれている感のある言説である。⁽¹⁾だが、我々は伊東がおこなった建築保存への活動の内容をどれだけ知っているのだろうか。

古社寺保存法制定への各方面での動きの中で、伊東がおこなった行動としては、主に以下の事象が知られている。

①明治二五年（一八九二）一月に、「日本建築保存ノ意見書」をしたためるとともに、内務省社寺局に意見

書を提出（内容は不明）。

②明治二六年一月、「法隆寺建築論」において美術としての建築の扱いを主張。

③明治二八年一月一六日に「国家は古建築物を保存すべし」を『国会』に発表（無署名）。

④明治二八年春に臨時全国宝物取調局總裁九鬼隆一に、日本美術論に建築を含めるよう抗議書簡送付。

⑤明治二九年五月七日、古社寺保存会委員就任。

これらをつなぎ合わせると、伊東は、先行して進められていた美術保存の文脈の中に建築を含め、建築の保存を行政施策化すべく運動していたようにみえる。だが実際には、②、④では建築の保存についての直接的な言及はなく、伊東が構想する「保存」の内容について知ることが出来る情報源は、③の「国家は古建築物を保存すべし」に限られる。この記事はそもそも無署名であり、昭和一二年出版の『伊

東忠太建築文献』第一巻において編集者が伊東の著作目録に加えたことで、伊東の手になるものとみなされるようになった。けれども、伊東自身の記した日記、書簡、草稿類にも、回顧記録にも、伝記にもこの記事は登場しない。²⁾伊東は本当にこの記事を書いたのだろうか。もしこれが伊東の手になるものでないとすると、この時期の保存に向けた伊東の活動は、いくつかのアクションが知られるのみで、内実がほとんどわからないことになってしまう。伊東を建築の保存へと駆り立てた背景とは何か。伊東が構想した建築保存とは、どのような方法を持つものだったのか。古社寺保存法制定への伊東の真の貢献とは何だったのか。

伊東の建築保存への取り組みについて考えるとき、一つの手がかりとなるのが、保存対象となる建築を総称する際の彼独特の用語である。必ずといっていいほどそれは「日本建築」と称される。明治二〇年代における社会情勢の反映であると同時に、建築学におけるアイデンティティ模索への意志が、この用語には込められている。「日本建築」の保存は、建築における「日本」の問題に目覚めた世代の筆頭である伊東の旺盛な活動全体の中に、深く織り込まれてきたはずである。

本稿では、伊東自筆になる書簡、日記、記録、草稿をひもとくことにより、明治二五年の帝国大学卒業より、明治

三〇年の古社寺保存法制定に至る期間における、伊東の建築保存を巡る活動の内実に迫ってみたい。彼の建築保存への取り組みの実態を掘り下げること、建築における「維新と伝統」の相を考えていくことにしよう。

伊東忠太関係資料の概観

当該期の活動については、これまで主に伊東が執筆した論文、伝記、回顧記録といった活字史料と、伊東自筆史料である「浮世之旅」（日本建築学会所蔵伊東忠太資料所収）と題された明治二六年までの日記が情報源とされてきた。これらに加え、近年、まとまった量の書簡、草稿類、野帳等の整理が進み、史料群の全貌がみえてきた。³⁾山形県立図書館所蔵の両親・祖母宛伊東忠太書簡、日本建築学会所蔵伊東忠太資料、東京大学大学院工学系研究科建築学専攻所蔵伊東忠太関係史料の三群である。これらは元来、文京区西片にあった伊東家に旧蔵されていた一括史料であった。昭和三八年に伊東家が西方の宅を引き払う際、全史料が東京大学に寄託された後、履歴書や草稿類を東京大学に残し、調査野帳、書簡、「浮世之旅」等の日記、写真資料等が再び伊東家に戻された。その後、書簡が山形県立図書館県人文庫に寄託され、残る史料群が平成一二年に日本建築学会に寄贈された。

以下では、日本建築学会所蔵伊東忠太資料を「建築学会史料」、山形県立図書館所蔵阿親・祖母宛伊東忠太書簡を「山形書簡」⁽⁴⁾、東京大学大学院工学系研究科所蔵伊東忠太史料を「東大史料」と略記する。

ただ、これらの史料中にも、伊東が建築保存のあり方についてまとまった叙述をしたものはほとんど見あたらない。断片的な史料をつなぎ合わせるとともに、書簡につづられた伊東の思いを加味しながら、彼の構想した「建築保存」の内容を立体化していきたい。

二 「国家は古建築物を保存すべし」の著者は伊東忠太か

古社寺保存法成立過程における伊東の貢献として最も名高いのが、明治二八年一月一六日の新聞『国会』の一面巻頭記事として掲載された「国家は古建築物を保存すべし」である。具体的な提言を含んだ論考であり、まさに伊東の建築保存論の核心に位置するはずのものといえる。まずはその内容を吟味し、伊東の関与について考えてみたい。

無署名の記事であるため、通常は『国会』新聞の記者の筆と考えるべきところであろうが、伊東存命中に出版された『伊東忠太建築文献』第一巻（竜吟社、一九三七）の著作目録に掲載されていることから、伊東の著作と判断されて

いる。ただし、伊東自身は回顧談でこの記事に言及しておらず、山形書簡等の同時代史料にも言及が見られない。この記事は『建築雑誌』九八号（明治二八年二月）の雑報欄に転載されたが、伊東の著作目録では『国会』ではなく『建築雑誌』掲載論文として採り上げられている。

記事は、奈良、京都の古社寺の建築の惨状を、法隆寺を例に诗情豊かに語る。その要因を近世以来の朱印地等の経済基盤の喪失に見、保存策がとられていない現状を、ヨーロッパにおいて古建築物が法律によって守られている状況を引きつつ次のように糾弾する。

「故に政府は法令を發して社寺の保存を命ずるに止めず進んで議會に謀りて社寺保存費を積み随て壞れば随て之れに修補を加へ昔日の莊觀を失ふならしめざるべからざるに未だ此挙に出づるなきは豈に盛世の欠点にあらずして何ぞや」

保存は、「国家の文華を装点せんが為め」に加えるに、「歴史を証徴すべき原料たらしめんが為め」におこなうものであり、「国家的觀念を涵養するの途を杜絶せしめざらん」とす亦以て国家の急務たるべし」と結ぶ。

論題通り、国家が古建築物の保存を推進する責務を負うべきことを訴えたもので、その行為が国家とその歴史と結びつけられた、明治二八年という時期ならではのナショナル

リズムの高揚が認められる。

この記事の掲載時、伊東は京都に居住し、平安遷都千百年祭記念殿建築技師としてその設計監理に従事していた。忙殺されていた、というべきかもしれない。とはいえ、それほど長の長文ではないこの記事を執筆する時間すらなかったわけではなからう。記事執筆の背景とは何だったのか。

この記事が掲載された直後の二月四日、帝國議會衆議院に京都出身の代議士が中心となつて「古社寺保存ニ関スル建議」が出された。その建議文、そして提出者の一人である竹村藤兵衛及び委員会での議論を経た後の土井光華の答弁の内容は、この記事と基本的な方向性を共有している。⁽⁵⁾美術の中に建築を含めること、皇国特有の美術という国家意識、経済基盤である朱印地の喪失と建築の破損の有様、歴史の証徴としての建築・美術、といった主張、説明が織り込まれており、美術保存を前面に出したものがながら、⁽⁶⁾中の建築の位置付けは似通っている。

内容の近親性とタイミングからすれば、この論文は、「古社寺保存ニ関スル建議」提出の背景をなした京都の古社寺保存請願運動を後援するために執筆されたものとすべきだろう。京都における古社寺保存運動は、同じく奈良において少しずつ高まりを見せていた古社寺保存運動と連携をとりつつ、平安遷都千百年祭と密接な関係を持ちながら

進められたものだった。となれば、請願運動関係者から、記念殿の設計者である伊東に執筆が依頼されたことも考えられ、いよいよ伊東が執筆者であることに異論がなくなるようにもみえる。

しかし、ちょうどこの記事が掲載された前後の時期にあたる明治二七年一〇月から二八年一月にかけて、記念殿の工事内容を巡つて伊東は京都の『日出新聞』紙上で批判にさらされていた。伊東が共同設計者である木子清敬に宛てた書簡に記される、緑釉瓦の凍害問題がそれである。⁽⁶⁾京都の協賛会幹事会は、『日出新聞』に情報をリークしながら、二〇万枚の瓦すべてを取り替えることを決議するなど、強行に責任を追及した。幹事の一人であり、古社寺保存誓願運動の中心人物であった内貴甚三郎は、特に伊東を強く批判したという。建築技術者の側も協賛会幹事会に対して不満を抱くようになり、間に挟まれた伊東は制御不能の状態に陥っていた。このタイミングで、京都における請願運動の思いを一身に背負うがごとき記事の執筆が伊東に託されることは、考えにくくないか。

内容に関していえば、伊東がこの時代に集中的に発言していた、建築の美術たる所以を説く「美術建築論」の観点が最小限に留められ、「国家的観念」に主眼を置いて建築保存が主張されているところに注目する必要がある。一般

に伊東は建築界きつての国粹主義者とみなされることが多いが、明治二〇年代の段階では、「日本」という語を連呼してはいるものの、そこには「国家」概念はほとんど介在していない。例えばこの記事の後、明治二八年一月二月に伊東は「国家と建築術との関係を論ず」という論文を執筆し、国家観を開示しているが、建築の法整備上、国家も責務を負うべきことを述べる程度で、先の論文に見られるようなあからさまなナショナリズムはみられない。伊東がいう「日本」は、いわば地理的概念であつて、国家の問題とは結びついていないのである。

保存の方法についても、建築の修理への国庫補助を主張しているとはいへ、破損したら補修する、という対症療法的な言及に限られ、修理の機会を得た当初復原の推奨に代表されるような、修理を意識的な建築行為とみなす建築家的な視点は含まれていない。建築保存の方法というよりも、古建築を修理するという姿勢を国家が見せることで、対外的に旧国としてのイメージを主張することができるという、建築保存の効果のみを語っている。かならずしも建築の専門家の手にならずとも語りうる内容だろう。

用語に関しても疑問がある。論題、本文ともに「建築物」という語を用いているが、伊東は「建築」の語にもものとしての建築物の意味を込めて使うことが多く、「建築物」

の語を用いるケースはごく限られている。⁽⁹⁾

以上を踏まえると、この記事は伊東の手になるものというよりは、『国会』新聞の記者が京都における古社寺保存請願運動の状況を踏まえて執筆したものと考える方が自然に思われる。『国会』は明治二三年に村山竜平が東京で発刊した中立新聞紙で、主筆末広重恭の下、社説は坂崎斌、三宅雪嶺、志賀重昂、滝本誠一、大橋素六郎らが担当した。⁽¹⁰⁾ 国粹保存主義で知られた三宅、志賀らは明治二六年六月に連袂退社したが、彼らが在籍した空気を受け継いだ記者による執筆、とした方が理解しやすい。当時の『建築雑誌』には『国会』の記事が複数転載されており、「国家は古建築物を保存すべし」のみが選択的に転載されたわけではないことも確認しておきたい。

ところで、この記事より先に、同様の保存の枠組みを提示する記事が出されていた。明治二五年九月一日に『時事新報』に掲載された「神社仏閣の維持保存」である。福澤諭吉ないしその指導下に書かれた記事であり、言論界では注目された発言だっただろう。『国会』記者が「国家は古建築物を保存すべし」を書く動機が他にあるとすれば、福澤の意見への応答ということも考えられる。

この記事が伊東の著作目録に加えられたのは、それが『建築雑誌』に転載されたものでもあり、『伊東忠太建築文

献」の著作目録編者が、明治二八年前後の造家学会において日本建築の保存について発言しうる可能性を持つ人物が伊東しかいなかったことを、この時期の伊東のいくつかのアクションについての曖昧な記憶と結びつけ、伊東の著作と解釈するに至った結果と推察する。

この記事が伊東の手になるものではないとすると、古社寺保存における伊東の貢献とは何だったのか。次に、伊東の建築保存への活動を、伊東の史料群の示唆する事項をつなぎ合わせつつ、検証していきたい。

三 建築保存の構想

「日本建築保存ノ意見書」

伊東忠太の建築保存に関する活動は、明治二五年七月の大学卒業及び大学院進学直後に開始された。大学院における専攻を「日本建築術」と設定した伊東は、同年末より早くも建築保存を標榜している。日記「浮世の旅」明治二五年末の記事には、次のようにある。⁽¹⁾

「一篇ノ意見書ヲ社寺局ニ、一篇ノ意見書ヲ岡倉寛三氏ニ、而シテ又一篇ノ報告書ヲ作りテ辰野ニ呈シ、兼テ日本建築研究ノ結果ヲ報セントス。」（句読点は引用者。以下同様。）

日記からは各意見書、報告書の内容を知ることができないが、明治二五年一月一六日付け山形書簡と併せてみることで、その内容を類推することができる。後二者の報告書は、それぞれ濃尾地震に際しての名古屋城被災状況の調査報告と、東大史料中に残される未定稿「日本建築構造論」であつたようだ。建築保存と関連がある前二者については、稲葉信子が「浮世之旅」における同年一月二五日条の「日本建築保存ノ意見書ヲ草ス」という記事を引き、保存に関する意見書であつた可能性を示唆している。⁽²⁾ その翌日の日付を持つ山形書簡には、次のように記されている。

「(前略) 宝物取調局の方は暫時待ち呉れよとの事に御座候。その代り始より都合よき事に相成べしと岡倉か申候。之れも明年の沙汰に候かと思ハレ候。社寺局の方はその後催促も不致置候が、明日にも又々催促に出かけ可申と考居候。何に致し候ても必ず纏り候には相違有之間敷存申候。(後略)」

「意見書」という語からは、政策についての客観的な意見陳述のように思われがちであるが、本書簡のニュアンスからは、伊東が社寺局等の業務に関与することを求めた陳情書のごときものだったように思われる。

「浮世之旅」記事中の意見書の内、社寺局に提示した意見書は、書簡後半の記述と関連するものだろう。「浮世之

旅」には一二月一八日から三度、社寺局長国重正文を訪問し、うち二度は面会を果たし議論したことが記されており、実際に社寺局に「催促」したことがうかがえる。先に引いた「日本建築保存ノ意見書」を草したのがこの書簡の前日に当たっており、これをもって社寺局長を訪問したものと想像される。周知のごとく、内務省社寺局は、明治一三年より内務省予算中に計上された古社寺保存費による古社寺保存の主管部局であった。「催促」という語のニュアンスから想像するに、伊東がこの内務省社寺局による古社寺保存に関与することを求めたものだろうか。

そもそも「日本建築」という建築の括り方は当時において一般的だったわけではない。伊東はその領域開拓を目指して、自らの大学院専攻を「日本建築術」としたくらいなので、内務省にその専門家がいないのは当然である。いわば、伊東は「日本建築術」という方法を武器に、内務省に自らを売り込んだといえるかもしれない。社寺局の古社寺保存には、その後、明治二九年の古社寺保存会設立に至るまで関与することができなかったが、伊東が建築保存を研究開始当初より意識していたことを確認しておきたい。

「浮世之旅」記事中のもう一つの意見書である岡倉覚三へのそれは、山形書簡より、宮内省の臨時全国宝物取調局と関係するものだったことがわかる。「浮世之旅」の同年

一二月のまとめ書き部分に、岡倉より臨時全国宝物取調局への参加を要請されたことが記されており、まず岡倉からの参加依頼があり、それに呼応して伊東が「意見書」を作成し、提示したということになるだろうか。意見書の内容は不明だが、素直に考えるなら、宝物取調局が実施していた全国の宝物調査の対象に建築を含めることを岡倉に進言したものである。すなわち、全国調査による現存建築物のリスト化を目指したものとされる。さらにいえば、宝物と建築に同じ方法を適用するということは、建物のリスト化に加え、それらに鑑定書を出すことも想定されたかもしれない。これは今日の制度でいえば、文化財登録制度に近い方である。

同局への参加はすぐには実現されず、後述のように明治二九年まで先送りにされた。その代替であろうか、明治二六年二月九日に帝国博物館における「建築二関スル物品調査ノ事」を嘱託された⁽¹⁵⁾。帝国博物館には模型や絵図など、建築に関連する物品が所蔵されており、その調査を名目とする嘱託だったのである。実際には、文献、記録類から建築史関連の事項を拾い上げる調査研究をおこなっていたようである⁽¹⁶⁾。その際、職員であった小杉楳邨、今泉雄作等によって文献調査・読解の薫陶を受けている。

「建築保存」構想の背景

伊東の活動の冒頭に位置する意見書提出が建築の保存を強く意識したものであったことがここに確認されたわけだが、それは同時に既実施の保存行政である内務省による古社寺保存、臨時全国宝物取調局による美術保存のいずれに対しても満足を得られなかったことをも示している。この理由は、伊東が建築の保存について「古社寺保存」でも「美術保存」でもなく、「日本建築保存」と、独得の語で語っていることに端的に表れている。この用語は、既往の保存行政から発想されたものではなく、自らの専攻を「日本建築術」と設定した伊東の建築学上の問題意識に端を発していた。

「日本建築術」という研究領域は、一見自明なものに映るが、実は明治二〇年代以降に強く意識されるようになった新たな問題設定であった。この時期、日本美術、国史学など、各領域において「日本」を意識した学問領域が興隆している。この背景に、明治二年の大日本帝国憲法の發布を核とする国家のアイデンティティ確立への政治的な動向があったことは言うまでもない。工学系領域で唯一、「日本」を意識した研究領域が設定されたのが、建築学（當時は「造家学」）であった。

明治二年、帝国大学工科大学造家学科において、「日本建築学」の講座が設けられた。講師は京都において御所の造営に代々従事した大工家の総領木子清敬である。木子の用意した「日本建築学」は、近世までに培われてきた建築技術の体系そのものであった。内実としては「在来建築学」と呼び換えた方がしっくりくる。けれども「建築」という概念自体、西洋由来のものであり、そもそも日本の在来建築技術が「建築」という概念によって括ることができないものかどうかも自明ではない。「日本建築」という概念とその中身との間の齟齬に気付かないか、意図的に無視することによってしか、木子の「日本建築学」は成立しえないものだった。そこに強い不満を感じ、新たな問題の生成を感じ取ったのが、伊東だった。

伊東の著述活動は、明治二五年の卒業論文「建築折衷」に開始された。ここでは建築の美術たる所以を説く「美術建築論」を述べた上、日本の建築の将来を見通すための「派流原論」を論じている。建築の本質として、「美術的嗜好」と「国民嗜好」を対置させて論じた伊東は、この考察を経て、日本における「アーキテクチュール」の学術構築、すなわち「日本建築術」研究の道を、日本の建築の将来への道とみなし、大学院における研究課題として選択したのだった。

「日本建築術」研究の劈頭から建築の「保存」が求められたということは、「保存」が先に立つのではなく、研究上の必要からそれが意識されたことを意味する。伊東にとつて「保存」とはまず、研究遂行のための一つの方法であつた。

伊東は、「日本建築術」の構想を明治二十七年の「日本建築術研究の必要及び其研究の方針に就て」において詳細に論じている。その意図は一見わかりにくいだが、西洋建築学に対して日本建築学を併置させ、研究対象を広げる、ということを意図したのではなく、「造家学」自体を「日本建築術」という学問領域に置き換えることを意図したものにほかならない。いわば、現代建築学としての「日本建築術」である。その一方法としての「保存」は、現代と強い関係を持つものでなければならなかつた。

四 建築保存の方法論

伊東にとつて建築の保存は、研究のための方法であるところに独自性がみられるわけだが、同時に保存の方法自体も伊東自身が新たに開拓する必要があつた。次に、伊東の構想する建築保存の具体的な方法について見ていきたい。

「法隆寺建築論」と建築保存

明治二五年末の意見書提出以後の伊東の建築保存に関する活動は、建築物の個別調査、全国の建築調査の二つの方向において企画され、実施に移されていった。個別の建築調査として、最初でかつ最大の業績となつたのが、法隆寺西院伽藍の実測調査であつた。明治二六年四月から現地で実測をし、その成果を踏まえて一〇月一日に造家学会で「法隆寺建築論」の講演をおこない、翌月の『建築雜誌』八三号に論文が掲載されたものである。論文では、「(世人は)法隆寺の建築を以て単に斯の美術を蓄蔵する一箇の器械と認定せり。」という刺激的な言辞を用いて美術建築論を具体的に展開しており、卒論以来の順調な論理展開が見られるものの、建築の保存については直接的には言及していない。しかし、調査の動機には、建築保存という観点が少ないから含まれていたようである。明治二六年四月二六日の山形書簡からその内容を詳しく知ることができる。

「本日当地へ到着仕候。明日より法隆寺金堂の実測に着手仕候。当地は緯度余程南に当り候得共、地理の関係にも候や気候は東京などより遙かに冷敷、既に昨日は奈良にて夜半より大雷雨に逢ひ、朝に及び候ては寒氣肌を刺すごとく霰を降らし申候、併し神身共に

益々壮健に罷在候間、御安神被成下度奉希候。当地には凡そ二十日も滞在致し、金堂に足代をかけ、一々自分にて寸法を取り、図面を造り上げ、たとひ金堂が焼

失等の災あるともその形丈は永遠に残り候様致し候事にて、これは大学の素志にもあり、且つ博物館始め心ある人が常に心排致し居候事に御座候。御承知の如く法隆寺は日本随一の古寺にて、その形式尤も珍しく且つ美しきものに候所、今日まで完全なる図面無之、建築社会の一大欠点に有之候所、私今度図面調製の役目に当てられ、甚た満足に心得居申候。辰野氏（博士）も今度は古代建築実測の手始めなれば後例ともなることとなり、何卒充分なる結果を挙げ呉れよと懇に奨励せられ候、又一方よりは岡倉氏より、古代建築の保存法及其の費用等に就て実地探求方依頼せられ、諸方の望を引受け候私の責任は中々容易に無之候。（後略）

（下線は引用者。以下同）

まず法隆寺実測調査が、その記録保存のために大学側から依頼されたものであることが記されている。建築が焼失しても図面があればその形だけは残る、とする意見は、まるで図面が建物自体に代替しうるとみなしているかのような認識に見え、いささか乱暴に思える。しかし、明治二二年三月に今村吉之助が発表した「日本建築製図保存」⁽¹⁸⁾にお

いても同一の考え方が示されており、当時の建築界における共通認識であったようだ。

もう一点として、岡倉寛三から「古代建築」の保存手法開発を依頼されたことも判明する。岡倉と伊東とは、美術と建築の間に線引きをした上で相互補完していた関係のように見られているが、岡倉は明治一九年にフェノロサ等とおこなった関西宝物調査において、すでに建築についても視線を向けており、伊東と出会う前より建築の価値について一定の認識を持っていた。その岡倉から建築保存の方法探求が依頼されたことにはいかなる意味があるのか。少し掘り下げてみよう。

帝国博物館と古代建築保存

岡倉との関係は、明治二五年末の意見書については臨時全国宝物取調局に関するものであったが、法隆寺調査においては、書簡より、博物館に関連してのものだったことが読み取れる。当時岡倉が兼任していた帝国博物館美術部長としての立場から、博物館の囑託であった伊東に指示されたのだろう。これは帝国博物館において「古代建築」の保存が意識されていたことを意味する。古社寺保存自体はすでに内務省社寺局によって進められていたので、帝国博物館が目指そうとした古代建築の保存は、社寺局の古社寺保

存とは別種のものであったことなる。社寺局による古社寺保存は、宗教行政の一環としての意味合いが強く、建造物自体については二次的な扱いがなされていた。対して帝国博物館では、建築そのものの価値を評価し、保存する志向を持ったように、書簡からは読み取れる。

こうした博物館における建築評価の姿勢は、岡倉に始まるものではなく、博物館の前身である内務省博物館時代に遡る。博物館は明治一三年の古社寺保存費計上当初より、この予算による古建築修理内容を監視する姿勢を見せていた。明治一三年の般若寺楼門修理、明治一四年の足利学校修理に関して、それぞれ堺県令、内務省社寺局長に対して、修理によって建造物としての価値を失わないよう博物館長名で注意をうながしている。⁽²⁰⁾

博物館が古社寺保存費による建造物修理に干渉したのは、博物館の所管業務内容に建築に関する項目が含まれていたためであろう。明治一四年初頭の「博物館処務規定案」には、「古代建築并ニ社寺ノ什物関与ノ事」⁽²¹⁾とあり、また明治一八年四月の農商務省博物館「博物館興業意見」⁽²²⁾中には、「一美術ノ亀鑑史伝ノ徴証トナルヘキ社寺ノ古建築及ヒ其所蔵ノ古器圖書保存ノ道ヲ立ツル事」という項目が含まれていた。具体的な関与の様相については不明ながら、上記の修理への監視の事実から、建築保存に意識的であったこ

とは明らかであり、その関心が、博物館が宮内省に移管された後の帝国博物館に受け継がれたのだろう。

この岡倉から伊東への保存手法開発依頼によって、明治前期の段階で、建築保存へのアプローチに、社寺局による古社寺保存に加え、博物館による「古代建築」保存への関心も存在していたことが明らかとなる。博物館・帝国博物館には保存のための予算が組まれていなかったため、建造物保存への働きかけがあったことは従来ほとんど顧みられてこなかったが、社寺局を主管局とする古社寺保存費による古社寺保存事業に対して、「古代建築」と対象を定めた上でその価値の担保という観点から修理を指導することをその業務の一つとしていたことになる。伊東が法隆寺の古代建築の保存方法とその費用についての調査を帝国博物館より依頼されたのは、いよいよ帝国博物館が建築保存に本腰を入れようとしたことの表れだったのだろう。

建築保存をめぐる動きに、社寺局、帝国博物館、伊東忠太という三つの主体があったことがここに示されたわけだが、これら三者間でもまた保存対象の呼び名が異なっている。それぞれ「古社寺建造物」、「古代建築」、「日本建築」と呼んでおり、各々の語を混用することがほとんどない。これは「古社寺建造物」が宗教行政の文脈を、「古代建築」が美術保存の文脈を、「日本建築」が建築学的文脈を、そ

れぞれ明確に反映していることを意味しよう。

日本建築全国調査

伊東が構想したもう一つの建築保存の方法が、日本建築の全国調査である。明治二七年秋の山形書簡には、次のように全国調査の計画が記されている。⁽²³⁾

「(前略) 実は当分秘し置き候積に有之候ひしか、よき序ゆへ打ち明けて御聞に入れ申候、その次第と申候は来る廿八年三月には工事落成、その後記念祭挙行博覧会開場等の騒ぎも有之、同年七月頃までは当地に住居、夫れより日本建築研究の爲め南は琉球より北は北海道まで日本全国を踵渉致し古今の建物を精細に取調べ、若し運よくは朝鮮支那までも参り、日本建築の起源等取り調べ候上、一部之大論文を草し候て大学院へ提出致し候心算に有之、この歴遊は少くも二年間を費し候得は、明治三十年の末に至て始めてこの目的を達し候事に相成候べし、即ち大学院五年間之星霜もこれにて終り候順序に相成申候。扱てこの研究に要する費用は、一部は帝国博物館より請求し一部は帝国大学より請求し、一部は自費を以て之に充て候所存に居在候、因て今日より追々研究費蓄積に志し候次第に御座候(後略)」

現存する全国の日本建築を二年間に渡って現地調査し、さらには朝鮮半島、中国へも訪れて日本建築の起源を調査した上、博士學位論文を執筆するという壮大な計画である。「日本建築術」研究への燃えるような情熱が漲った内容だが、「保存」という観点からすると、また異なる問題を孕んでいることに気付く。それは、全国調査を伊東が単独で成し遂げようとしていることである。調査には膨大な時間と費用を要するはずだが、帝国博物館及び帝国大学より支弁してもらうことが記されるのみで、調査を組織化する、あるいは分担して実施する、という意志は全く見られない。

明治二五年以来伊東がとってきた建築保存への活動の位置が、ここに露わになっている。それは、保存を行政施策化するという意識とは縁のないもので、自らの問題意識である「日本建築術」研究を推進するための方法とのみ、みなしていたということである。「国家は古建築物を保存すべし」はこの直後に発表されたことになるが、そこで主張されていた保存の方法が、伊東の意図する保存の方向性とかげ離れたものであることを、改めて確認しておきたい。

九鬼隆一と伊東

明治二八年の春、よく知られている通り、臨時全国宝物取調局総裁の九鬼隆一が京都で実施した日本美術に関する

講演に対し、建築が全く触れられていなかったことに抗議する書簡を送付した⁽²⁴⁾。同年一〇月一三日付けの九鬼からの返信が山形書簡中に現存しており、この返信から伊東の書簡の内容を推察することができる⁽²⁵⁾。伊東は、建築への言及がなかったことへの批判と、法隆寺再建非再建問題に絡み、九鬼が金堂壁画を天智式とみたことへの反論の二点を述べたようである。卒業論文「建築哲学」以来の美術建築論と、「法隆寺建築論」で金堂を推古式とした主張を念押ししたものと見える。九鬼の返答には、保存にかんする事項が語られておらず、伊東が建築保存に言及したかどうか判然としないが、この後、九鬼に面会する機会を得、日本建築全国調査の計画について相談を持ちかけている。明治二八年一月二日付の山形書簡には以下のようにある。

「追々秋冷相増候所益々御機嫌能御座被遊奉大賀候。

私事去る一日東京出立二日京都有着棚橋君の下宿に投宿

致申候。京都の景況は予想よりはむしろ寂寥に有之候。

同地にて九鬼博物館総長に面会、此度の計画の次第を

語り候所、総長にも大に賛成され、博物館より出張を

命する之手続きに相成候様相斗ふべく、万一右之通り

出来兼候ときは、実費支弁之途を作るべしと誓はれ候。

すれば此回の計画に就て金銭上の心配は全く免れ候事

に御座候。(後略)」

先の九鬼への抗議書簡により、伊東が九鬼からの信頼を勝ち得たことが、この書簡によく表れている。二ヶ月後の明治二九年一月一日に「臨時全国宝物取調局臨時鑑査掛」の辞令を受けているのは、全国調査の「実費支弁之途」として、九鬼が手配したものでろう。同年一月一三日山形書簡ではこの辞令について、「此度の事は私の素志を貫徹するに於て尤も好都合に有之申候」と述べており、明治二五年以来、運動し続けた臨時全国宝物取調局における建築調査がここにおいて実現したのだった。ただし、あくまでも伊東の単独調査という形である。

明治二八年一月から二九年二月まで、全国調査の第一弾として、法隆寺の既調査分を除く全建物を実測し、次いで奈良市内、そして京都へと移動し、調査を進めた。この間の調査野帳として、東大史料中に京都の建造物調査野帳が残されている⁽²⁶⁾。これを見ると、時代の古いものに対象を限定することなく、古代から近世まで網羅的に建造物を拾い上げようとする姿勢が見られる。また、プロポーションと外観形式からなる「デザイン」についての評価に力点を置いていることも窺える。例えば大報恩寺本堂について、「其『プロポーション』頗る低くして屋根勾配の緩なるは藤原の式を遺したるものにして」と外観形式を言語化し、さらにまとめとして「其全体の形状は誠によく六百年前の

嗜好を代表するも亦た我邦建築界一好標品なり」とし、時代を代表するデザインという評価を与えている。

建築の価値を時代の古さではなくデザインに置く姿勢は、既存の古社寺保存行政の志向と一致するものではなく、この段階に至っても伊東が引き続いて「日本建築術」の一環として「保存」をとらえていたことをよく示している。

五 古社寺保存会と伊東忠太

古社寺保存会委員任命

明治二九年、京都、奈良、日光から提出された古社寺保存会組織に関する請願の帝国議會での審議を受け、同年四月一八日に内務大臣の諮問機関として古社寺保存会が設置されることとなった。五月七日、伊東は建築の専門家として、木子清敬、妻木頼黄とともに委員に任命された。伊東の座談会発言では、若年の伊東を委員に加えることに抵抗を示した意見があったことも明らかにされているが、九鬼⁽²⁷⁾の後ろ楯を得て日本建築の全国調査を開始した伊東が委員に選ばれたのは、当然の帰結として理解される。同年五月一五日山形書簡には、

〔前略〕御尋の古社寺保存会委員之事、右は内務省内に設置され候ものにて、多分委員時に会合致し、

各々分担の調査事項を報告することならんと存居申候。先日辞令書到来以後、何等の沙汰無之候得共、不日東京へ召集、委員一同會議大体の方針を決定し、委員の分担を定め候事なるべしと信じ居り申候。九鬼会長より之内談によれば、私には手当の最高額即ち年五百円（事務の煩簡により等差あり、或は一文も手当を受けざる委員もありと申候事）を支給し、専ら技術并學術上の調査に任し候考之如くに御座候。委員九名の内、特にこの學術に長ぜるもの恐らく他に有之間敷、私の専門とする所恰も活用するの機を得候事、誠に雀躍の至に御座候。なふ此上一層奮勵誓て好果を挙げ可申候（後略）

とあり、古社寺保存会での建築関係の調査、指導を伊東が担当し、木子と妻木は委員会への参加を主とする顧問的立場であったことが知られる。古社寺保存会委員となることで、以降はこの立場において全国の建造物調査を継続することとなった。奈良、京都の調査以後、岩手県、宮城県、滋賀県、和歌山県、大阪府、広島県といった府県への出張辞令が残されており、網羅的ではないにせよ、多くの府県を巡っている。

建造物等級表の作成と修理指導のバランス

古社寺保存会草創期における伊東の活動は、全国の建造物調査を基礎とした建造物等級表の作成、そして明治二九年度より五万円に増額された古社寺保存費による建造物修理の監督の両面に及んだ。前者の建造物等級表は、明治三〇年五月以前に作成された、建築家によって作成された最初の建築物の価値評価リストであった。⁽²⁸⁾ 単独で全国調査を実施した伊東ならではの仕事といえる。これは、同年六月の古社寺保存法制定によって制度化される特別保護建造物認定制度の成立をにらみつつ、古社寺保存会において認定の優先順位を定めるために作成されたものようである。特別保護建造物の制度は、古社寺保存法案の当初案には含まれていなかったもので、法案の修正過程において明治三〇年三月頃、新たに挿入された制度であった。⁽²⁹⁾ この等級表の存在は、伊東の活動が特別保護建造物認定制度の成立を促す契機となったことを、間接的ながら示している。

等級表における価値評価は、全国調査時の評価軸から一貫している。各時代に重要な建築物があり、必ずしも古代を最上とはしないという、伊東流の日本建築理解が色濃く出ている。その根底には、建築は形式の上から評されるべきであり、時代の古さはそれ自体では建築的価値をなさない、という考え方があ

る。等級表作成に結実する伊東の建築保存活動は、過去の建築に同時代的価値を見出すための方法論だったと言ひ換えられるように思う。

伊東のもう一つの活動である古社寺建造物修理の監督については、明治二九年の段階で開始された中尊寺金色堂、大報恩寺本堂、醍醐寺五重塔の修理工事が対象となった。現場には技術者が詰め、伊東は東京から数度出張して指導する、という関与の仕方である。伊東の指導の特徴は、欠失した部分の取り扱いによく表れている。伊東は類例を参照しつつ欠損部分をデザインしているが、その際、かつての形についての調査は必ずしも十分にはおこなわれず、形式整備の観点から欠損部分を埋める行為が性急になされた嫌いがある。解体に及ぶ根本修理でなかったためもあるが、修理工事を研究上の好機ととらえたり、復原によって建築上の発信をしたといった、修理事業への積極的な姿勢は感じられない。全国調査にかけた熱意に比して、修理にはそれほど深く没入しないのが伊東のスタイルだったようである。

古社寺保存法の制定とその後の伊東

明治三〇年六月五日、古社寺保存法が制定され、社寺局の古社寺保存と臨時全国宝物取調局の美術保存とが統合さ

れる。建築保存についていえば、現存建築物のリスト化と、その修理とを一つのシステムにおいて実施する体制がここに実現された。

古社寺保存法制定に際しての伊東の制度上の貢献は、先述のごとく特別保護建造物認定制度の創設に尽きる。制度のもう一つの核であり、まさに建築のためにあるといっても過言ではない修理事業については、関心がほとんど向けられなかった。

法施行後は、奈良県に関野貞、京都府に松室重光といった帝国大学出身の建築家らが技師として送り込まれ、修理はほぼ彼ら現地指導者に任せられた。伊東自らは再び全国調査に時間を費やすこととなった。

明治三十一年、伊東は内務技師に就任し、名実ともに古社寺保存の指導者となった。しかし、伊東の関心は、その後も修理ではなく調査へと向けられ続け、日本を飛び越えて明治三五年からのユーラシア大陸横断旅行へと拡大していくのであった。

六 おわりに

古社寺保存法成立に至る流れの中で伊東がなした貢献は、従来言われているような、建築の価値についての世論を喚起するといった大きな影響力を有するものでは必ずしもな

かった。けれども、伊東がこだわり続けた問題意識は、法制上の貢献の範囲を越えて広がり、日本の建築保存の基底をなす特質を生んでいったと考える。最後に、伊東がこだわり続けた「日本建築」とその保存の意味、そしてそれが古社寺保存法の成立とそれ以降に及ぼした影響を整理しておきたい。

伊東の世代の建築家が「日本」を意識し始めたのは、大きく見れば明治初年の西洋化への反動という面もある。だが、本質的には建築学が分野として確立し始めたがゆえの自己アイデンティティの模索であった。そこで伊東が見つめようとしたものは、「伝統」ということばで言い表されるような、自明で、何かまとまりがある、現在にまで継続する技術体系といったものではなかった。そこにあったもの、「過去」の建物、技術としかいいようのない、断片的なものや技術の集合体であった。それらは、現在との間に西洋由来の「建築」概念による断絶的な線引きが一旦なされた上で、再構成される。ゆえに、彼の研究対象は「伝統建築」あるいは「在来建築」といった自明なものとはとらえられず、「日本建築」という呼び方で新たに措定される。

「日本建築」の保存を意図した伊東の活動は、「日本建築」という概念自体をいかに成立させるかという建築学的

問題意識への応答であり続けた。それゆえに、現存する建築物のリストの作成とその価値付けこそが、伊東の考える「保存」の根幹をなした。ただ、その保存活動は、古社寺保存、美術保存という、行政上にシステム化されて動いていた既存の保存行政のあり方に比して、個人的問題意識に基づく、行政の埒外にあった運動、という面は否めず、同時代における社会的影響力は微弱だったといわざるを得ない。

しかし、行政の埒外にある問題意識において突き進んできたがゆえに、古社寺保存法の運用段階において、建築ならではの保存のあり方を生じさせた、という見方もできるように思う。それは、過去の建築物に同時代的価値を見いだすための方法として保存が意味づけられた、ということである。建築の修理事業に、それは典型的に表れたように思う。伊東の推薦により奈良、京都に技師として赴任した関野、松室は、赴任直後より修理に際して徹底した復原を試み、修理を、建物の表情を刷新する積極的な建築行為へと転換させた⁽³⁾。これは、過去の建築に同時代的価値を甦らせる方法にほかならない。彼らの推進した復原には、早くも明治三〇年代前半から批判が浴びせられたが、技師たちは復原の正当性を主張し続け、修理に伴う表情の刷新という方法を堅持した。当時の建築は、歴史主義建築観、すな

わち過去の諸様式をあるいは純粹に引用し、あるいは折衷しながら建築意匠にまとめあげるものであったわけだが、建築家の目が日本に向けたとき、過去の建築物は新築のための様式上の情報源であるに留まらず、修理によってそれが現在の建築そのものとされたのではないか。

伊東自身は修理についてほとんど語ることがなく、関与も積極的ではなかったが、関野らの現地で修理に関わった建築家たちが、修理に伊東の考え方を敷衍した、とみたい。日本の建造物修理における復原志向は、伊東の「日本建築」観を一つの起点とすると考えるべきかもしれない。

「古社寺建造物保存」でも「古代建築保存」でもない、「日本建築保存」という伊東が最初に設定した枠組みは、古社寺保存法以降、一見、解消されたかにみえながら、法運用の基底的思想として深く根を下ろしていったのである。

謝辞 本稿は、日本建築学会伊東忠太未発表資料特別研究委員会における伊東忠太資料整理作業を反映したものである。貴重な助言を賜った委員各位に感謝申し上げます。脱稿直前には、同研究委員会の活動を支援し続けていただいた伊東智恵子氏の計報に接した。ご冥福をお祈りする。また東大資料、山形書簡の閲覧に当たり、鈴木博之教授、小形氏にそれぞれ便宜をお計らいいただいた。記

して感謝したい。

註

- (1) 伊東忠太と古社寺保存の關係に触れたものに、文化財保護委員会編『文化財保護の歩み』（文化財保護委員会、一九六〇年）、西村幸夫「建造物の保存に至る明治前期の文化財保護行政の展開」（『日本建築学会論文報告集』三四〇号、一九八四年）、稲葉信子「伊東忠太と古社寺保存」（『月刊文化財』一九九七年二月号）がある。
- (2) 伊東の回顧記録には、「法隆寺研究の動機」（『建築史』二ノ一、一九四〇年一月）、「古社寺保存会の想ひ出」（『史蹟名勝天然紀念物』一七ノ一一、一九四二年一月）、伝記には岸田日出刀『建築学者伊東忠太』（乾元社、一九四五年）がある。
- (3) 『日本建築学会建築博物館所蔵 伊東忠太資料目録・解説』（日本建築学会建築博物館、二〇〇三年）。
- (4) 山形書簡は閲覧時点で整理番号が振られておらず、書簡日付なしし消印日付によって整理されていた。本稿では引用時に日付を記すことで特定し、注記を省略する。
- (5) 『帝國議會衆議院議事速記録』一八九五年二月四日。
- (6) 木子文庫所収伊東忠太書簡、木五六・二一五五（明治二七年一〇月二〇日）、五七（同年十二月一四日）、五九（二八年一月九日）、六〇（同年一月一〇日）、六一（同年一月二〇日）。
- (7) 例えば丸山茂『日本の建築と思想 伊東忠太小論』（同文書院、一九九六年）など。

- (8) 『建築雑誌』一〇八号、一八九五年二月。
- (9) 同時期の論文中で「建築物」という語が用いられるのは、「日本建築術研究の必要及び其研究の方針に就て」（『建築雑誌』九二号、一八九四年八月）二三五頁、前掲「國家と建築術との關係を論ず」三二五頁で各一回が確認される程度で、他はほぼ「物」を付けずに「建築」の語によって建物の意を表している。
- (10) 朝日新聞大阪本社社史編集室編『村山龍平伝』（朝日新聞社、一九五三年）、西田長寿「明治時代の新聞と雑誌」（至文堂、一九六一年）。
- (11) 「浮世之旅」続篇」第十五章。「浮世之旅 続篇」の冒頭部分は、明治二五年二月頃のできごとがまとめ書きされており、正確な年月は不明である。
- (12) 「浮世之旅 続篇」明治二五年二月一五日条「午後数通ノ書面ヲ認メ兼テ日本建築保存ノ意見書ヲ草ス」。前掲稲葉「伊東忠太と古社寺保存」。
- (13) 「浮世之旅 続篇」明治二五年二月一八日に内務省を訪問するも会えず、同年同月二二日、二六年一月一二日に内務省で面会している。
- (14) 「浮世之旅 続編」第四章。
- (15) 東大史料所収伊東忠太履歴書。
- (16) 東京国立博物館編『東京国立博物館百年史』（第一法規出版、一九七三年）。
- (17) 「浮世之旅 続篇」明治二六年二月一四日条に、博物館での初仕事の記事がある。
- (18) 『建築雑誌』二七号、一八八九年三月。
- (19) 岡倉の指示により、宝物調査に同行した狩野芳崖が法

- 隆寺、法起寺、興福寺などの古建築をスケッチしている
 (関千代「芳崖の写生帳 上」「奈良官遊地取」について)
 『美術研究』二八六号、一九七三年三月) 他、同調査関係の諸記録に建築への注目が認められる。
- (20) 内務省博物館「重要雑録」明治十三年、「第二号 南都般若寺修繕費下付二付キ古刹保存ノ趣旨ヲ失ハサル様注意修繕方境縣へ申牒ノ件」(東京国立博物館所蔵『館史史料』六六九)、内務省博物館「重要雑録」明治十四年、「足利学校重修之義ニ付社寺局へ御書通案」(同上)。
 前掲『東京国立博物館百年史』一七二頁。
 同上、二四一頁。
- (22) 同上、二四一頁。
- (23) この書簡には年記がなく、明治二四年七月七日の封筒に入れられているが、文面から平安遷都千百年記念祭挙行を控えた秋、つまり明治二七年に書かれたものと知られる。すなわち、整理段階で誤って別の書簡の封筒に入れられたものとみられる。
- (24) 前掲「古社寺保存会の想ひ出」、前掲『建築学者伊東忠太』。
- (25) 前掲「古社寺保存会の想ひ出」に九鬼からの返信の全文が翻刻されている。
- (26) 「京都府下建築誌 甲・乙」(東大史料〇四一六一〇〇一〇二三、〇二四)。
- (27) 前掲「古社寺保存会の想ひ出」。
- (28) 「雑記帳他」(「東大寺大仏殿明治大修繕」日本建築学会妻木文庫)。拙稿「古社寺保存会草創期に作成された建造物等級表について」(『日本建築学会計画系論文集』六三二号、二〇〇八年九月)に詳述している。
- (29) 西村幸夫「古社寺保存法第一―四条の成立過程に関する研究」(『明治大学工学部研究報告』四八号、一九八五年)。
 大報恩寺本堂における伊東の修理監督について、松室重光が批判的な見解を自筆史料中に述べている。「古社寺修理之歴史」(東京大学大学院工学系研究科所蔵松室重光関係資料B―1―10)。
- (30) 拙稿「解体修理の誕生―関野貞による古社寺修理手法の開拓」(関野貞アジア踏査『東京大学総合研究博物館』二〇〇五年)、同「松室重光と古社寺保存」(『日本建築学会計画論文集』六一三三号、二〇〇七年三月)。
- (31) (奈良文化財研究所主任研究員)